

商品概要説明書

JA 新潟市相続定期貯金「思い出」(大口)

(大口定期貯金 1 年もの)

(令和 8 年 1 月 5 日現在)

商 品 名	・ JA 新潟市相続定期貯金 (大口) (愛称:「思い出」)
ご利用いただける方	・ 相続により取得した資金 (当 JA 以外の金融機関を含む) を原資として、相続手続き完了後 2 年以内にお預け入れいただける個人のお客様。 ※相続により取得した資金とは、被相続人名義の預貯金、死亡共済金、保険金、不動産や有価証券等を換金した資金をいいます。
期 間	・ 定型方式 1 年 ・ 自動継続 (元金継続または元利金継続) ※自動継続後は大口定期貯金 1 年ものとしてお預かりします。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 (新規預入に限ります。) ・ 1,000 万円以上、相続により取得した金額の範囲内。 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の大口定期貯金 1 年ものの店頭表示金利に年 0.20% を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ・ 自動継続後は、原則として自動継続時の大口定期貯金 1 年ものの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。(自動継続後は、年 0.20% の上乗せは適用しません。) ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ 総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率) ・ マル優の取扱いはできません。 ・ 通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス) がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の A、B および C (C の算式により計算した利率が 0% を下回るときは 0% とします。) のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率 - 約定利率 × 30% C $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載 (通帳レス口座の場合は J A バンクアプリに表示) の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当 JA 所定の利率とします。 (2) 預入日の 1 か月後の応当日以降に解約する場合 次の A および B の算式により計算した利率 (B の算式により計算した利率が 0% を下回るときは 0% とします。) のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率 - 約定利率 × 30% B $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話：025-270-2260)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会(電話：025-222-5533) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
契約上の留意点	・契約時に以下の書類が必要となります。 (1) 本人確認書類 (2) お届け印 (3) 以下の内容を確認できる書類 ① お預け入れされる方が相続人であること ② 相続手続き完了時期 ③ 相続により取得した金額 【例】遺産分割協議書の写し、金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し、戸籍謄本の写し、金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し、遺言書(公正証書遺言書または自筆遺言書でまたは自筆証書遺言で検証済みのもの)の写し、被相続人名義の解約済み通帳または利息計算書の写し、死亡共済(保険)金の支払通知書の写し、有価証券計算書の写しなど。
その他参考となる 事項	・取扱期間は、令和8年1月5日(月)から12月30日(水)までとさせていただきます。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA新潟市